

障害者への各種助成制度を ご存じですか

【問合せ】本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ ☎(23) 51111 (内線2181)



各種手当

① 特別児童扶養手当

【対象】20歳未満で、重度または中度の障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方

【支給額】月額

- ▼1級(重度) 4万9900円
- ▼2級(中度) 3万3300円

*児童が障害を支給事由とする年金を受給している方または施設(母子入所を除く)に入所している方は対象外です。

② 障害児福祉手当

【対象】20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】月額1万4140円

*障害を支給事由とする年金を受給している方または施設に入所している方は対象外です。

③ 特別障害者手当

【対象】20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

【支給額】月額2万6000円

*施設に入所の方または3カ月以上継続して病院・老人保健施設などに入院・入所している方、または老人介護手当を受給している方は対象外です。

*①②③の支給額は、いずれも平成26年4月1日現在です。

各種手当にかかる所得状況届を提出してください

現在、①、②、③を受給されている方は、本年8月から平成27年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者および知的障害者の方に対する医療費の助成制度です。

医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請していただくと、助成金が振り込まれます。

【対象】

- ▼身体障害者手帳1・2級所持者
- ▼療育手帳A1・A2所持者(IQ35以下を含む)
- ▼身体障害者手帳3級に該当し、かつIQ50以下と判定された方

*子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度よりも優先されます。

軽度・中等度 難聴児補聴器助成制度

難聴児の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象】

- ▼市内に居住している18歳未満の方で、両耳の聴力レベルが30db以上70db未満の方
- ▼補聴器の使用により、言語の習得など一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師が判断する方

高額障害福祉サービスなどについて

同一世帯に障害福祉サービスなどを利用する方が複数いる場合、申請により、利用者負担を負担上限月額まで軽減できる場合があります。

障害福祉の相談窓口

(障害者基幹相談支援センター)

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続などの支援を行います。

また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行います。虐待・権利侵害などを受けた、または発見した場合は、速やかに相談・通報してください。

指定福祉避難所

7カ所の障害者支援施設などと福祉避難所の協定を締結しています。福祉避難所利用の際は市役所への連絡が必要となります。

*あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は、短期入所などの障害福祉サービスをご利用ください。ご利用に際しては、障害支援区分認定が必要となります。事前に障害・社会福祉課にご相談ください。

福祉避難所

- ▼亀山苑(宮内町)
- ▼川内なすな園(五代町)
- ▼薩来園(入来町副田)
- ▼川内自興園(百次町)
- ▼新葉学園(樋脇町塔之原)
- ▼麦の芽福祉会(中郷町)
- ▼ファミリーHP薩摩(水引町)

福祉タクシー等利用券

【対象】市内に居住しており、次のいずれかに該当する方①、②、③は普通自動車運転免許所持者を含む

- ①身体障害者手帳1、2級所持者
- ②療育手帳A1、A2所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの18歳未満の方で、同一世帯に普

身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)



身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」が交付されます。

利用証は、北薩地域振興局(川薩保健所内)およびハートピアかこしま(鹿児島市)で交付を行っています。申請方法、交付対象者などは、県ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/> をご覧ください。お問い合わせください。

*利用証をお持ちでない方は、この制度をご理解の上、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないなど、ご協力をお願いします。

【申請・問合せ】北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課(限之城町) ☎(23) 3166

オストメイト対応トイレ設置場所

市では、オストメイト(人工肛門や人工ぼうこうを保有している方)対応トイレを次の施設に設置しています。

- ▼市役所本庁舎 1階
- ▼川内文化ホール
- ▼中央図書館 1階
- ▼サンアリーナせんだい
- ▼樋脇観光拠点施設「遊湯館」
- ▼川内駅(西口、東口)
- ▼サン・アビリティーズ川内
- ▼川内保健センター 1階
- ▼樋脇保健センター 1階
- ▼国際交流センター 1階
- ▼とうとう温泉ゆったり館
- ▼川内汚泥再生処理センター

公共交通機関普通運賃割引制度

第1種身体障害者手帳を所持している方は、介護人証を提示すると、本人と介護者のバスなど公共交通機関普通運賃が半額になります。(70歳以上の方は、お出かけ支援券も利用できます。)

*各種制度について詳しくは障害・社会福祉課にお問い合わせください。

障害者基幹相談支援センター(虐待防止センター)

可 愛 会	〒 895-0065 宮内町 2641 ☎(22)0112 ☎(22)0116
薩 来 園	〒 895-1401 入来町副田 5956-9 ☎(44)2374 ☎(44)2785
サニーサイド	〒 895-0072 中郷町 4708-1 ☎(21)1221 ☎(20)0598

*障害者虐待防止センター 夜間・休日受付専用電話 ☎080-5803-5358